

点検基準の改正（スペアタイヤ）等について

国土交通省 平成 30 年 4 月

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180918&Mode=0>

平成 29 年 10 月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生しましたが、スペアタイヤに関することは点検基準に定めがなかったことから点検が義務づけられていませんでした。

この度、この点を改め、点検の徹底を行うものです

【改正概要】

（１）点検基準の一部改正

点検基準を改正し、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤ及びその取付装置の状態等（※）を、事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第 3 及び別表第 4 の三月ごとに行う点検項目に追加する。

※ 下記に掲げるものを定めることを検討している。

- ・ スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・ スペアタイヤの取付状態
- ・ ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

（２）点検整備手引の一部改正

点検整備手引を改正し、（１）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定める。

- ・ スペアタイヤの取付装置に緩み、がた及び損傷がないかを点検すること
- ・ スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているか点検すること
- ・ ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかを点検すること 等

【スケジュール（予定）】

公布：平成 30 年 5 月

施行：平成 30 年 10 月 1 日